

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月19日

【事業年度】 第86期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 川田工業株式会社

【英訳名】 KAWADA INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 田 忠 裕

【本店の所在の場所】 富山県南砺市苗島4610番地

【電話番号】 (0763)22-2101(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 渡 邊 敏

【最寄りの連絡場所】 東京都北区滝野川1丁目3番11号

【電話番号】 (03)3915-4321(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部部長代理 長谷川 敦

【縦覧に供する場所】 川田工業株式会社 東京本社
(東京都北区滝野川1丁目3番11号)
川田工業株式会社 大阪支社
(大阪市西区北堀江1丁目22番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第86期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

2 【訂正箇所】

訂正箇所は、_を付して表示しています。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) <省略>

(6) 記載なし

(7) 記載なし

(8) 記載なし

(訂正後)

(1)～(5) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件について

当社は、取締役の選任決議を株主総会の決議によって選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任については累積投票によらない旨を定款に定めています。

(7) 株主総会の特別決議要件について

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

(8) 取締役会の決議による自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本政策を機動的に行うことができるよう、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。